



2022年5月12日

各 位

会社名 新コスモス電機株式会社  
代表者名 代表取締役社長 高橋 良典  
(東証スタンダード市場・コード 6824)  
問合せ先 取締役上席執行役員  
管理本部長 村田 泰造  
(TEL. 06 - 6308 - 3112)

## 定款変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月12日開催の取締役会において、定款の一部変更の承認を求める議案を2022年6月28日開催予定の第63回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的を追加するものであります。
- (2) インターネットの普及を考慮し、公告閲覧の利便性向上および公告手続の合理化を図るため、当社の現行定款第5条（公告の方法）を日本経済新聞への掲載から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告することができない場合の措置を定めるものであります。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることから、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
  - ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
  - ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
  - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (4) 有用かつ多様な人材の招聘を行うことを可能とし、期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役とも責任限定契約を締結できるよう、現行定款第20条第2項および同第21条第2項の一部を変更するものであります。

なお、現行定款第20条第2項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

- (5) その他法令改正に伴う条数の整備、字句の修正等所要の変更をするものであります。

2. 変更の内容

定款の変更内容は以下のとおりであります。

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、<u>下記の事業を営むことを目的とする。</u></p> <p>1. 火災、防犯、ガス漏れ警報器、検知器の製造、販売、修理、賃貸、輸入ならびに輸出</p> <p>2. ～10. (条文省略)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第 5 条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 4 章 取締役、監査役および取締役会、監査役会</p> <p>(取締役および監査役の員数)</p> <p>第 18 条 当社の取締役は 15 名内、監査役は 4 名内とする。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 20 条 当社は、会社法第 426 条 1 項の規定により、<u>任務を怠ったことによる取締役 (取締役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、<u>次の事業を営むことを目的とする。</u></p> <p>1. 火災、防犯、ガス漏れ警報器、検知器の<u>開発、製造、販売、修理、賃貸、輸入ならびに輸出</u></p> <p>2. ～10. (現行どおり)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第 5 条 当社の公告<u>方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>② 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第 4 章 取締役、監査役および取締役会、監査役会</p> <p>(取締役および監査役の員数)</p> <p>第 18 条 当社の取締役は <u>15 名以内</u>、監査役は 4 名以内とする。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 20 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、<u>任務を怠ったことによる取締役 (取締役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 21 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>(取締役および監査役の任期)</p> <p>第 22 条 取締役の任期は選任後 1 年以内、監査役の任期は選任後 4 年以内に終了するそれぞれの事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 補欠によって選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>③ 会社法第 329 条第 2 項に基づき選任された補欠監査役の選任決議の有効期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第 24 条 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を定める。また必要に応じて取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定める<u>す</u>ることができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 21 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>(取締役および監査役の任期)</p> <p>第 22 条 取締役の任期は選任後 1 年以内、監査役の任期は選任後 4 年以内に終了するそれぞれの事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 補欠によって選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>③ 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠監査役の選任決議の有効期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第 24 条 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を定める。また必要に応じて取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(附則)</p> <p><u>定款第 15 条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>② 前項の規定に関わらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>③ 本附則は施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

### 3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催予定日 2022 年 6 月 28 日

定款変更の効力発生予定日 2022 年 6 月 28 日

以 上